

第1回吹田市立勤労者会館指定管理者候補者選定委員会議事録

- 1 日 時 平成29年7月21日（金） 午後2時～午後3時45分
- 2 場 所 吹田市立勤労者会館3階 第2研修室
- 3 【出席者】池口委員・井上委員・宇佐美委員・鈴木委員・熱田委員
【欠席者】なし
【事務局】中嶋部長、中川室長、奥山総括参事、光岡参事、大音主幹、西村主査
- 4 案 件 吹田市立勤労者会館指定管理者選定評価項目及び配点の決定
- 5 議事内容
開 会 大音主幹より進行
委嘱状交付 池口委員、井上委員、宇佐美委員、鈴木委員の順番で交付
挨拶 中嶋部長より挨拶
委員紹介 池口委員、井上委員、宇佐美委員、鈴木委員、熱田委員の順番で紹介
事務局紹介 中嶋部長、中川室長、奥山総括参事、光岡参事、大音主幹、西村主査の順番で紹介

選定委員長の選出

事務局：本選定委員会は吹田市立勤労者会館条例施行規則第24条第1項に委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定めるとなっております。そこで、まず委員長を決定したいと思います。どなたか立候補又はご推薦いただける方はいませんかでしょうか。自薦他薦等ございませんようでしたら、事務局からご提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

事務局：それでは、事務局よりご提案させていただきます。宇佐美委員に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員：異議なし

事務局：ありがとうございます。それでは、委員長を宇佐美委員に決定をしたいと思います。

宇佐美委員、委員長席の方へお願いいたします。

— 委員長挨拶 —

事務局：それでは、宇佐美委員長、引き続き進行をお願いしてもよろしいでしょうか。

委員長：それでは、委員会を進行させていただきます。まず、今日の委員会の成立状況について事務局より報告をお願いします。

事務局：本日の委員会の成立状況について、ご報告をさせていただきます。本選定委員会の総数5名、本日の出席者5名ですので吹田市立勤労者会館条例施行規則第25条の規定によりまして半数以上の出席があり、本選定委員会が成立していることをご報告させていただきます。

委員長：はい、ありがとうございます。それでは、次第にそって進めて行きたいと思えます。お手元に次第がありますが、その4番目、指定管理者募集要項案の確認ということで事務局の方から説明をお願いします。

事務局：— 募集要項（案）について説明 —

委員長：説明ありがとうございます。今の説明を聞いて募集要項に関して何かお気づきの点、ご質問等ございますか。

委員：募集要項において、指定管理者公募の趣旨の中に利用者のサービス向上と経費の削減を図り、効果的かつ効率的に行うためとあります。次の5年間の期間の公募をするとありますが、まず現在の指定管理者が運営されている期間はどうかのを知る資料はございますでしょうか。

事務局：本日、現在の指定管理者の現状を知る資料をご用意しておりませんが、現在の指定管理者の前は施設管理公社が運営しておりまして、勤労者会館が開設された昭和60年から平成24年度まで一貫して運営されてこられました。そして現在の指定管理者が平成25年度から現在まで運営されているわけですが、実際のところ、経費削減は大きく行われております。また利用者に対するサービスについてですが、現在の指定管理者になってから、スタッフの対応や接遇、自主事業の内容が良くなったとのお声を利用者アンケートなどでいただいております。ですので、民間事業者が初めて入った5年間なんですけれども、かなりの経費削減や効果的な管理運営がされていると認識しております。

委員：そのように経費削減が行われているとのことですが、管理運営経費というものがありませんよね、その経費の中で運営をしていただいているということだと思いますけれども、労働者の立場としての質問ですが、スタッフの方に正当な賃金が支払われているのでしょうか。

事務局：実際ですね、資料1の6ページをご覧くださいますと、モニタリングということを行っておりまして、年に2回、現地検査といたしまして、市の職員が適切な管理運営がされているか調査いたします。そこでスタッフさんの雇用契約書等を拝見させていただきまして、最低賃金が守られているか、勤務時間などが適切であるかどうかを確認させていただいております。現在のところ適切な管理運営が行われていると認識しております。

委員：市の施設を指定管理で運営するということですが、募集要項の中に障がい者の法定雇用率についての記載がありましたが、応募段階では達成できていなくても今後誠実に履行してくださいということだと思いますが、その都度モニタリングで達成されているかどうか確認をして指導などをしておられるのでしょうか。

事務局：障がい者の法定雇用率が達成できているかどうかの確認は応募段階で確認させていただいております。応募段階で達成できていない場合は、指定期間である4月1日から達成してくださいというお願いをいたします。5年間のモニタリングで障がい者の法定雇用率については、モニタリングの際にその都度確認を全てしておりませんが、ただ民間事業者さんの会社として法定雇用率を維持する義務がありますので、法定雇用率を遵守してくださいとお願いしております。

委員：そもそも勤労者会館のネーミングについてですが、「勤労者」とつけられた経緯を教えてください。

事務局：勤労者会館の開館が昭和60年になりまして、その当時、雇用促進事業団という団体がありました。その団体が、雇用保険を財源といたしまして、勤労者の勤労意欲を向上させるような施設を全国に1,000か所以上建設されていったと聞いております。その際に、雇用促進事業団と吹田市が折半で勤労者会館を建設いたしましたので、勤労者のためのということで「勤労者会館」という名前になっております。

委員：リスク分担のところ、結構、指定管理者がリスクを負うところが大きいなあと思うのですが、指定管理者が指定を受ける前からの経年劣化のリスクを負うことになるのでしょうか。実際、これだけ古くなっている施設であれば今後5年間、修繕はかなりの数があるのではないかと思います。そこを勘案して委託料に

のせておられるのか。またこれまでの修繕料がいくらぐらいなのかわかれば教えていただきたい。

事務局：経年劣化による修繕で20万円未満の基準にしておりますのは、軽易な修繕ですぐさま対応していただくよう、やはり施設を管理運営されておられる指定管理者にお願いしているものでリスク分担を設けておるものです。

確かに、この施設は建設から30年以上経っておりますので、修繕は確かにたくさんございますけれども、今回の指定管理委託料の修繕料の経費についても、過去4年間の実績を踏まえ積算しております。その中で、指定管理者に修繕なりしていただくことになっております。

大きな修繕については、市の方で執行していきますので、そこは市と指定管理者でバランスをとりながらこの施設を維持していこうと考えております。

委員：実際に、修繕費はあがっているのでしょうか。

事務局：修繕費については、過去の実績に基づいておりますので、その金額が過去からと比べて、大幅に増えているものではございません。日頃から指定管理者が設備や備品の点検の中で、修繕が必要にならないように点検や維持管理をしていただくよう日頃からお願いしております。

委員：募集要項（7）提案内容等の遵守はどのように確認されるのでしょうか。

事務局：提案内容というのが、今回応募していただく事業計画書などになると思いますが、それが遵守されているかどうかは、モニタリングで確認いたします。

委員：モニタリングというのは具体的にはどのようなものですか。

事務局：事業計画書や報告書を提出していただくのはもちろんのこと、実際に職員が施設に参りまして、例えば設備の保守点検の報告書や雇用契約書、施設の状況、自主事業の結果などを随時確認しております。

委員長：他に質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、次第5 選定方法の検討及び確認について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：一選定方法（案）について説明—

委員：説明ありがとうございました。今のご説明で何かご質問があればお願いします。

委員：選定基準で、団体の所在地が市内であることという項目は必要な要素であるた

めあげられていると思いますが、その理由は为什么呢。

事務局：市の方で物品購入や入札の指名業者を市内業者優先発注という方針を掲げておりますので、市内団体の優先という考え方が一定ございます。また我々の部署が地域経済振興室という部署でございまして市内企業の育成などに携わっている部署でございまして市内団体の優先という項目は外せないものであると考えております。

委員：市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があるという項目がありますが、勤労者会館以外でどのような施設があるのか具体的に教えてください。

事務局：施設の設置目的に関連した事業等の実績とは、勤労者会館と全く同じの施設を運営していることを想定しているのではなくて、例えば市内の公共施設で勤労者会館の設置目的に関連した施設を運営したことがあるかどうかを問うているものでございます。

委員：教えていただきたいことが2点ありまして、まず1点目は、指定管理期間の長さですが、3年なり5年なりいろいろルールがあるかと思いますが、5年のスパンで指定される理由はございますでしょうか。もう1点は、このような指定管理者の公募に関して、複数の事業者が手を挙げていただければ競争になると思いますが、行政の施設ですので、管理運営経費がギリギリのラインで設定していることが多いかと思います。

その中で、参加される事業者が2社以上あればありがたいのですが、競争が図られるような取り組みをされているのか教えてください。

事務局：まず、指定管理期間の5年間につきましては、指定管理制度を導入した平成18年度頃は3年間の指定期間がほとんどでしたが、5年に延ばした理由としては、警備や管理業務などの様々な委託という部分では、安定的な雇用を図るといった観点をどのように指定管理制度に反映させるかどうかといったことから5年間になった経緯がございます。

次に、指定管理経費の件でございますが、管理運営経費がギリギリというお話もありましたが、施設の立地やポテンシャルを踏まえ、どれだけの自主事業を組み込んでいって収益をあげていけるかどうかを含めて事業計画にのせていくことが、手をあげられる民間事業者さんにとっての力になってくると思います。また、前回の例で行きますと、現地見学会が20社程度の参加、実際に手をあげられたのが3社でございます。また今年に入ってから、勤労者会館の公募について問い合わせも何件か入っておりますので、2社以上は応募があるのではないかと考えております。

委員：前回の現地見学会が20社程度ということですが、前回8月1日に公募を開始してからの申込みでしたか。

事務局：はい、そのとおりです。

委員長：別紙1の選定基準のうち、評価項目、視点、配点については、ご意見ございますでしょうか？

委員：選定基準の(3)ーイの「安定的な運営が可能となる執行体制及び人的能力」で2つの評価の視点があり合計10点とありますが、安定した運営体制や雇用の安定は重視するべきかとは思いますが、100点満点中10点というのは、もう少し高くてもいいのかなと感じました。

委員：選定基準の(4)の「コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されているか」という視点の配点が10点とありますが、委託料が決まっているなかで、さらにそこから事業者がコスト削減ということであれば、一番大きな経費で人件費の削減ということに関わってくると思いますので、コスト削減の方策について点数を大きくすると矛盾するのかなとは思いました。

委員長：配点は事前に公表されるのですか。

事務局：はい、募集要項の中で提示いたします。

委員：コスト削減というのは、どのようなことを想定されているのですか。

事務局：例えば、大きなところでいうと光熱水費についてですが、こちらの施設はプールがございますので、水道代、ガス代が多くかかってきますが、この光熱水費をどれだけ抑えられるかというノウハウをもっておられるかというところで10点と配点いたしました。ただ、こちらは事務局案ですので、他とのバランスを取っていただいて修正をお願いします。

委員長：(4)ーアの10点を少し削って(3)ーイに回すのはどうでしょうか。

委員：(4)ーアの10点を5点にしてはどうでしょうか。

委員：(3)ーイの2つの項目のうち、必要な人員が確保されているという視点の方が重要だと思しますので、こちらに加点してはどうでしょうか。

委員長：（３）－イの上段に５点を加点して１０点でよろしいでしょうか。

委員：はい、結構です。

委員長：その他に、修正点やご意見ございますでしょうか。

委員：採点する際に、例えば市内に本社があるかなどの項目は明確な基準がありますので採点できるのですが、その他の項目については、あまり基準がないように思うのですが、そこは委員自身の主観で判断するのでしょうか。

事務局：例えば、利用者に対するサービスについてどのようなサービスを提供できれば〇点といった形式的な基準はございませんので、それぞれ委員にご判断していただくこととなります。ただ、２回目の選定委員会でのプレゼンテーション審査において、事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を設けますので、採点する際にご判断にお困りの場合は、さらに質疑応答の中でやりとりしながら判断していただくこととなります。

委員：委託事業の労働相談は、利用を促進するためにどう取り組むのかというところも評価対象となると思いますが、それは選定基準の（２）－イの施設の利用促進策の中で評価することになるのでしょうか。

事務局：はい、そうです。

委員：やはり勤労者会館という設置目的がある施設ですので、施設の利用促進が自主事業だけの視点にならないように、見させていただきたいなと思います。

委員：労働相談で、委託料が年額があるのですが、実際のところ、労働者の方は労基署やハローワークにいかれるのではないかと思ったのですが、こちらにこられる労働相談はどのようなものがあるのでしょうか。

事務局：労基署や行政に直接相談される方もいらっしゃるかとは思いますが、市町村などが設置している労働相談窓口などがございます。例えば賃金の未払いについての相談については直接労基署へ行ってくださいという風になるのですが、もっと気軽に相談されるイメージだと思います。また大阪弁護士会に委託しておりますので、法律相談も兼ねられるものですので、民事のことなどの相談も受けることができます。

委員長：他になにかございますでしょうか。

ないようでしたら、一つ確認したいのですが、別紙2の評価A～Eは、(1)～(4)の項目に対してつけていくのですか？

事務局：評価の視点ごとに、それぞれつけていただきます。

委員長：評価係数を用いているのはどうしてでしょうか。

事務局：5段階評価の傾斜配分を用いるためです。

委員長：そのような理由であれば、評価係数を一直線になるように配分するべきではないでしょうか。例えば評価係数が1.0-0.75-0.5-0.25-0の場合であると、15点の配点項目で2人の委員がそれぞれAとCと評価した場合は22.5点で、2人の委員がBと評価した場合は22.5点で同点となってしまいます。評価係数を1.0-0.7-0.5-0.3-0とすると、15点の配点項目で、2人の委員がそれぞれAとCと評価した場合、15点と7.5点で22.5点、一方で2人の委員がBと評価した場合は21点で、同じBと評価した時よりもAとCのように評価が分かれた時の方が点数がよくなります。私はこれが妥当だと思いますがいかがでしょうか。

事務局：承知いたしました。

委員：E評価を受けた事業者が選定されることが妥当であるのかどうか。例えば1個であればいいのか、2個受ければだめなのかはいろいろと意見があるかと思いますが、E評価があっても1位になる可能性もあるかもしれないので。

委員長：選定方法の内容についてだと思いますが、E評価を受けた事業者についてどう判断するかだと思いますが。

委員：評価項目でE評価を1つでもとると選定対象外になることは可だと思います。

委員：5人の選定委員のうち過半数の委員がEと評価する時に選定対象外にするのはどうでしょうか。1人の委員がE評価を1つでもつけてしまうと、1人の委員の主観になってしまいますので。

委員長：今、出ました意見をまとめますと、5人の選定委員のうち過半数の委員が同じ項目でEと評価した時に選定対象外とするということはどうでしょうか。

委員：複数の委員でいいかと思います。過半数までいかなくとも、E評価というのは、

かなり悪い評価となりますので。

委員長：それでは、委員の皆様のご意見をまとめますと、選定方法（3）最低基準のところに、「なお、複数の選定委員により同じ評価項目についてE判定を受けた団体は選定対象外とする。」を追加するものといたします。

他に何かご意見などございますでしょうか。選定方法の（4）ア・イについてはよろしいでしょうか。

委員：これでよろしいと思います。

委員長：他にきめておくことはございますでしょうか。

事務局：すべて議論していただき決めていただいております。

委員長：他にご質問等はありませんか。ないようでしたら、その他としまして事務局何かございますか。

事務局：本日、委員の皆様からいただきました意見を参考に一部修正等させていただき、委員長に御確認いただいた上で事務局に一任していただいております。それでは予定しておりました8月1日より募集を開始させていただきます。また、第2回の選定会議につきましては応募事業者によるプレゼンテーションを市役所内で10月上旬に予定しております。場所の都合もございますので先のことになりますが、委員の皆様のご都合をお聞かせいただきたいと思います。候補日としまして10月4日（火）もしくは10月6日（金）どちらも午後からになりますが御予定はいかがでしょうか。皆様にはあらためてご連絡させていただきます。ありがとうございました。